

個別分野の規制改革の進展について

令和 3 年 9 月 7 日
事務局

前回のタスクフォース以降に進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

風力発電設備の部材を輸送する場合の保安基準緩和認定の明確化（道路運送車両法）

要望： 風力発電設備の部材等の長大又は超重量品の輸送にあたっては、道路運送車両の保安基準第 55 条に基づき、基準緩和の認定を受ける必要がある。昨今、基準緩和の内容は、「輸送依頼書」の内容に準ずる傾向が強くなっているが、風力発電設備等では製造元やその形式によって製造諸元が一様でないため、「輸送依頼書」の内容は参考として、車両性能の最大限及び最大の期間での緩和認定を受けられるような通達を検討すべき。

<対応の方向性：国土交通省>

「長大又は超重量で分割不可能な風力発電設備の部材を輸送する場合、車両総重量等を自動車の最大値として認定することができる旨を、令和 3 年 9 月 1 日に、各地方運輸局宛に発出した通知内で明確化済み。詳細は以下の通り。」

1. 長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができるものとして基準緩和の認定申請をする自動車であって、風力発電設備を構成する単体物品（以下、「風力発電設備用単体物品」という。）を輸送する場合にあつては、申請により、車両総重量等（ポール・トレーラにあつては、長さを含む。）を自動車の性能の最大値として認定することができるものとする。なお、審査に当たっては、必要に応じ、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴取すること。

2. 1. の申請にあつては、これまでの申請書添付書面の他、自動車の性能の最大値を証明する書類及び最大値での認定が必要な旨の理由書を添付させること。なお、輸送依頼書は、当該自動車の必要性確認の審査に用いるために添付させること。

3. 認定にあつては、申請により、風力発電設備用単体物品／その他の単体物品の 2 段書き（3 段書き（幅広バラ時））とすることを可能とする。その場合には、風力発電設備用単体物品輸送時／その他の単体物品輸送時のそれぞれに条件を付すこと。